

わたしたち「ドリームアートさいたま」は

# さいたまマッチングファンド

登録団体です

## さいたまマッチングファンド制度とは

このたび、さいたま市では、「さいたま市市民活動及び協働の推進基金（愛称：さいたまマッチングファンド）」を創設しました。

これは、行政だけではなく、地域社会を構成する多様な市民が公共の担い手としてまちづくりに参加する「新しい公共」という考え方に立ち、市民の皆さんが寄附を通して市民活動を応援できるしくみとして造った基金です。

この基金を活用し、市民活動団体が、地域又は社会の課題解決のためにひとつの区域を越えて行う事業に対して助成する制度が「さいたまマッチングファンド制度」です。

## 基金の成り立ちについて

基金の構成は、市民の資源である寄附金と市の資源から成り立っています。

寄附金は2種類あり、市民活動全般を応援する「一般寄附金」と、決まった市民活動団体を応援する「団体希望寄附金」があり、それぞれ基金に積み立てます。

また、みなさんからいただいた寄附金額と同額の市の財源も基金に積み立てます。

さらに、「一般助成事業」を実施する際、市民活動団体が提供する無償の労力を1人1時間500円で換算した額及び自己資金の同額の市の財源も基金に積み立て、助成事業の原資とします。

このように、市民の資源と市の資源をマッチングして基金を構成しています。

## 2種類の助成事業があります

基金を活用した助成事業は、「一般助成事業」と「団体希望助成事業」の2種類があります。

どちらも市民活動団体が、地域又は社会の課題解決のためにひとつの区域を越えて行う事業に対し、助成します。

「一般助成事業」は市と協働することが条件となっており、市民活動団体と市の協働の所管がそれぞれ役割を分担しながら、実施していきます。

もうひとつの「団体希望助成事業」は、基金登録団体にあらかじめ登録した団体に対し、市民や企業等から団体を希望する寄附があった場合、その寄附金を活用して団体が実施する事業に対し、助成する制度です。このたび、「ドリームアートさいたま」は基金登録団体となりました。

## みなさんからの寄附をお待ちしています

この基金は市民の皆さんが、市民活動を応援したいという思いの現われである寄附金から成り立っています。みなさんの温かいお気持ちをお待ちしています。（詳しくは裏面をご覧ください）

市民活動を応援しよう！

## さいたまマツチングファンド寄附募集中

市民の皆さんが、住みよいまちづくりのために、自主的に地域の課題解決に取り組む活動に対して、寄附を通しての参加・応援をぜひ、お願いします。

### 2種類の寄附からお選びいただけます

「一般寄附金」および「団体希望寄附金」の2種類の寄附があります。

### 寄附の手続きは...

#### まず、寄附のお申し出の連絡を市民活動支援室へ！

寄附をお考えの方は市民活動支援室までご連絡をお願いします。寄附申出書をお渡しいたします。

ホームページからもダウンロードできます。URLは下記のとおりです。

<http://www.city.saitama.jp/www/contents/1268732557676/files/kifumousidesyo.xls>

#### 次に、寄附金を金融機関等で納付します

寄附申出書を受理したのち、納付書をお渡ししますので、納付書に記載されている金融機関の窓口で寄附金の納付をお願いします。

また、納付書による納付のほか口座振込みや現金でのご寄附の方法もありますので、ご相談ください。

なお、**納付時に金融機関から発行される領収書は、確定申告の際の寄附金控除の手続きに必要**となりますので、大切に保管してください。

### 税制上の優遇措置があります

マッチングファンドへご寄附いただくと、税制上の優遇措置があります。

寄附者が個人の場合...住民税の寄附金税額控除および所得税の寄附金控除が受けられます。

寄附者が法人の場合...法人税額の算定上、全額損金算入できます。

詳しくは、最寄りの税務署又は住所地の市区町村にお問い合わせください。

### ささやかですが、お礼を差し上げます

寄附をされた方は市のホームページ上で公表（匿名希望を除く）し、お礼状の送付や基金に関する情報等もお知らせします。金額に応じて、次のような謝意を表します。

1万円以上5万円未満の寄附をされた場合...さいたま市PRキャラクター「ヌウ」の「ヌウぐるみストラップ（非売品仕様）」

5万円以上の寄附をされた場合...「ヌウぐるみ」（「ヌウ」のぬいぐるみ = **非売品仕様**）

また、ご希望がある場合は、感謝状を贈呈させていただきます。



お問合せ先：さいたま市 市民・スポーツ文化局 市民生活部 コミュニティ課 市民活動支援室

〒330-0055 さいたま市浦和区東高砂町11-1 コムナーレ9階

TEL 048-813-6403（直通） FAX 048-887-0164

[Eメール katsudo-shien@city.saitama.lg.jp](mailto:katsudo-shien@city.saitama.lg.jp)